

セネガル国 開発課題(コンポーネント)1-2(2名枠)の募集について

1. 対象国・受入対象期間

(1)対象国(受入予定上限人数):

受入更新国: **セネガル国**

開発課題(コンポーネント)1-2の受入計画人数2名枠を公募対象とする。

(2)受入対象期間:

2026年度から2028年度入学分(秋入学)

【セネガル】

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度
第1フェーズ第4期	★	○	▲	▼		
第1フェーズ第5期		★	○	▲	▼	
第1フェーズ第6期			★	○	▲	▼
★: 閣議/EN ○: 留学生募集選考 ▲: 留学生来日 ▼: 留学生帰国						

2. 対象分野／開発課題／想定受入人数

対象分野(サブプログラム)・開発課題(コンポーネント)案は以下のとおりです。詳細は、「資料2 対象分野課題表」をご参照ください。なお、本要望調査は修士課程のみを対象としています。

【受入更新対象国】

セネガル(計2人/年)×3期分継続受入(2026年度から2028年度入学分)		
対象重点分野(サブプログラム)	開発課題(コンポーネント)	想定受入人数
1 政策策定・実施機能の強化	1-2 経済計画/政策、公共財政管理及びビジネス環境・競争力の向上に係る能力向上	2

3. 受入大学として必要な条件

留学生を受け入れていただくにあたっては、以下の条件が必要となります。

- (1)英語での指導、単位習得、修士学位の取得が可能
- (2)秋入学が可能(9月、10月)
- (3)研究生受入ではなく、正規課程への受入れが可能
- (4)募集・選考スケジュールへの協力が可能
- (5)JDS専用の出願書類にて書類選考及び面接試験が可能

※大学独自の筆記試験は原則行いません。

なお、受入大学指定の正規出願書類はJDS留学生として合格後、別途受入大学に提出。

- (6)代表の教員お一人が現地に出張し面接試験と共に帰国留学生向けフォローアップセミナーへの協力が可能

※場合により、オンラインでの実施を検討します。

- (7)来日を要する筆記試験や面接を行わず、合否判定が可能(来日前に入学許可書の発行が可能)
- (8)原則毎年2名の留学生受入が継続可能
- (9)留学生の学業進捗状況等モニタリングへの同席・協力が可能(四半期に一回程度)
- (10)JICA主催の付加価値プログラムへの留学生の参加について協力が可能¹
- (11)JICA開発大学院連携において、日本理解の促進等のためにJICAが実施するプログラム(日本理解プログラム)への留学生の参加について協力が可能

4. 調査票の提出について

(1)対象分野課題表の中に、指導可能なコンポーネントがあり、留学生の受入れを希望される場合、調査票を作成のうえ、以下のメールアドレスまでご提出ください。

¹ JDSでは事業効果を高めるため、各国政府の要望に基づく付加価値プログラムを提供しています。就学期間中に実施するプログラムは概ね2回を予定しています【例】修士2年目/博士3年目:10月~12月の中で1日(関係省庁訪問による研修)、2月下旬に3日程度(修了前研修および省庁との交流研修)。学業を最優先としつつ、調整可能な範囲で参加許可をお願いします。

提出先 : 資金協力業務部実施監理第二課メールアドレス gltm2@jica.go.jp

メールタイトル : JDS 要望調査提出(国名、コンポーネント名)(大学・研究科名)

(注意)

①Zip ファイルは JICA の情報通信セキュリティの関係から受信することはできません。

②5MB を超過するメールは受信できません。その場合は、複数回に分割して送信をお願いします。

提出締め切り : 2025 年 9 月 5 日(金)

なお、提出された際には当課より書類受領のご連絡を差し上げます。数日経っても受領の連絡がない場合は、ファイルの容量等の理由から当課へ届いていない可能性があります。**その場合は、お手数ですが当課まで電話(tel:03-5226-9248)もしくはメール(gltm2@jica.go.jp)にてご提出された旨ご連絡ください。**

【調査票】 * 提出必須

調査票① 受入提案書(和文及び英文にて提出)

調査票② 大学(研究科)基本情報(和文にて提出)※Excel ファイルのまま提出してください。

【補足情報】 * 任意提出

補足情報 大学・研究科の紹介資料(英文、パンフレットや Web サイト情報可)

(2)調査票①受入提案書は、各対象国・開発課題毎に作成願います。

※原則として「想定される各具体的ニーズ(想定研究テーマ等)」に対して、基本的には全て指導可能であることが求められています。一部のみ対応可能としてご提案される場合は、特記事項としてその旨記載願います。

(3)大学・研究科の基本情報を、調査票②で研究科毎に作成願います。

※複数の開発課題に対し同一研究科から受入れを提案される場合は、1部で結構です。

※複数研究科での合同で提案される場合には、併せてご提出のうえ、責任体制と役割分担について明記願います。

(4)調査票①及び②については、資料1～資料3を参照のうえ作成してください。

※調査表①和文は、日本語 10 フォント使用、4ページ以内で作成願います。

※調査票①英文は、これに限りません。調査票①和文の英訳として相当するページ数としてください。

(5)応募者向け大学情報は、受入大学となった場合に、応募者が応募の参考とする資料であり、本要望調査時には補足資料と位置付け、提出は任意です。ただし、受入れが決定された場合には別途ご提出をお願いいたします。

※作成される場合は、各国の開発課題毎に作成願います。

※パンフレット等、メールで送れない資料を送付する場合は以下宛先まで郵送願います。

〒102-8012 東京都千代田区二番町 5-25 二番町センタービル

独立行政法人国際協力機構 資金協力業務部実施監理第二課 JDS 要望調査受付

5. 要望調査結果ご連絡までの流れ

今般提出いただく調査票等に基づき、JICA にて受入大学選定案を作成し、各国運営委員会²に調査票とともに提示します。最終的には、運営委員会(主に先方政府)が受入大学と各受入計画人数を決定します。大学選定に係る主な流れは以下のとおりです。

(1)受入要望調査開始 : 2025 年 8 月 19 日(火)

(2)調査票の提出締め切り : 2025 年 9 月 5 日(金)

²運営委員会: 先方政府、日本国大使館、JICA 現地事務所で構成し、実施方針、事業日程、受入分野、募集対象機関、受入大学、選考方法、留学候補生等を決定します。

- (3) JICA 内審査 : 2025 年 9 月 9 日(火)～9 月 24 日(水)
(4) 運営委員会による受入大学の選定 : 2025 年 10 月上旬を予定
(5) 大学に対する結果通知 : 2025 年 11 月頃を予定

※要望調査に対する回答文書は、大学選定が終わり次第、メールで送付予定です。

6. 受入大学案の作成のポイント

本事業の特色である、「自国の開発に貢献する人材の育成」という観点から、対象国の開発課題に対する具体的な取り組みが高く評価されます。詳細は、「資料 3. JDS 大学要望調査提案書評価ポイント」をご参照ください。

(1) 重視するポイント

1) 英語での指導、単位習得、修士学位の取得が可能であること。

JDS 留学生に対して、日本語中心の講義を実施されていた事例がありました。本事業は英語で履修し、修士学位を取得することを原則としています。改めてご留意ください。

2) 指導方針・カリキュラム及び特別プログラムやインターン等機会提供の内容・体制(人材育成面も含む)の現地ニーズに対する合致度、充実度及び実効性

3) 留学生の受入経験及び成果の状況

4) 指導環境の適正度、留学生サポート/サービスの充実度(帰国後も含む)

5) 3. (6)で記載のとおり、代表の教員お一人が現地に出張し面接試験を実施する際、現地滞在期間中に JDS 帰国生向け分野別フォローアップセミナーを開催いただく想定です。これまで帰国留学生に対する支援は事業として統一的な実施はありませんでしたが、2021 年度調査より帰国留学生との関係維持強化を目的とし、導入しております。同セミナーでは当該分野における最新研究に係る講義や、大学および帰国生同士のネットワーク強化に繋がる内容を期待しております。ご提出いただく受入提案書類において同セミナー開催に係る積極的なご提案を歓迎いたします。

7. 受入大学として選定された場合のご対応依頼事項

(1) 留学生の選考

留学生受入れに向けて、教員(代表各 1 名)の方に下記のとおり選考へのご協力を依頼します。

毎年 11 月～12 月 : 本邦での書類審査(2～3 週間)

毎年 12 月～ 2 月 : 現地での専門面接(出張期間は移動も含め 1 週間以内)

先方政府運営委員会及び対象機関との意見交換

(2) 「留学生受入活動計画書」の作成

留学生選考のため現地に行き、対象機関等と意見交換した後に作成頂きます。

(3) 帰国留学生に対するフォローアップセミナーの開催

(1)の専門面接で現地渡航する際、現地にて JDS 帰国生向け分野別フォローアップセミナーの開催を依頼いたします。

8. 応募に係る問い合わせ先

独立行政法人国際協力機構 資金協力業務部実施監理第二課

村山 友章 gltm2@jica.go.jp

TEL: 03-5226-9248 FAX: 03-5226-6381

資料 1: 人材育成奨学計画の概要

資料 2: 対象分野課題表

資料 3: JDS 大学要望調査評価ポイント

2025 年 1 月

人材育成奨学計画の概要

独立行政法人国際協力機構（JICA）

1. 背景・経緯

「人材育成奨学計画」は、日本政府の「留学生受入 10 万人計画」を契機として、開発途上国の市場経済への移行等を支援するため、1999 年度に開始した。

なお、名称について当初は「留学生支援無償事業」で実施し、2007 年には「人材育成支援無償」に変更したが、2015 年度より、国ごとの交換公文（E/N）の案件名として使用してきた「人材育成奨学計画」に呼称を統一することとなった。

2. 目的

- （1）開発途上国における政策立案と日本政府関係者との人脈構築を目的として、将来、政府中枢で政策立案にリーダーシップを発揮することが期待される行政官を本邦高等教育機関への留学（修士号ないし博士号）を通じて育成する事業。
- （2）当該国の開発課題に係る行政機能強化に加え、主要官庁等に親日派の“クリティカルマス”を形成することを目指す。

3. JDS の主な特徴

- （1）主に行政官が対象。
- （2）対象課程は、「修士課程」及び「博士課程（2016 年度から募集開始）」。
- （3）対象国の援助重点分野・開発課題に基づき、対象分野、募集対象機関、受入大学等を原則 4 期分継続して実施する¹（協力準備調査で、4 期分の計画を作成する）。
ただし、毎年度閣議請議の上、E/N および G/A 締結が必要。
- （4）対象国の開発課題のニーズに応じたプログラム実施のため、JDS 特別プログラム予算が措置されており、受入大学は来日後在学中のみならず、事前学習及び事後フォローに活用可能。
- （5）先方政府側代表機関が実施機関となり、先方政府側と日本政府側で運営委員会を組織してプロジェクト実施方針を検討する。また、先方政府実施機関と契約する実施代理機関（エージェント）が、留学生の募集選考から来日、帰国までに至る一連の手続き業務を担う。

	学位	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目	6 年目	7 年目	8 年目	9 年目
協力準備調査	-									
第1期	修士 博士		募集選考 募集選考	来日 来日	帰国		帰国			
第2期	修士 博士			募集選考 募集選考	来日 来日	帰国	帰国			
第3期	修士 博士				募集選考 募集選考	来日 来日	帰国	帰国		
第4期	修士 博士					募集選考 募集選考	来日 来日	帰国	帰国	

4. 対象国及び規模の推移（別添 1 参照）

市場経済への移行期等に当たる国を対象として開始し、事業効果に鑑み、アジア経済危機を受け構造改革を進めるアジア諸国や、アフリカ地域、中南米地域等にも拡大し、現在 20 カ国にて実施中。

¹ 協力準備調査で 4 期（4 年度毎年の来日）分の計画を策定し、4 期継続して（足掛け 8 年間）プロジェクトを実施する。

5. 留学生対象分野（各国の対象分野については別添 2 参照）

留学生の対象分野は法律、経済、行政といった社会科学系の分野が中心である。各国に対する国別援助方針の枠組みとの整合性を保ちつつ、二国間関係強化および外交的貢献の観点で本事業による協力が極めて有効と考えられる分野/開発課題と募集対象機関等を設定している。

6. 実施体制

- (1) 実施機関：対象国政府の JDS 担当省庁。事業運営管理を行う。
- (2) 日本の外務省：対象国及び上限人数（予算）等を決定する。
- (3) 運営委員会：先方政府、日本国大使館、JICA 現地事務所で構成される運営委員会が、主に①実施方針、②スケジュール、③対象分野、④募集対象機関、⑤受入大学、⑥選考方法、⑦留学候補生を検討し、決定する。
- (4) 受入大学：JICA が行う受入大学要望調査時の大学からの提案を基に、運営委員会で受入大学を最終決定する。JDS 独自の募集選考方法への協力も求められる。
- (5) 実施代理機関（エージェント）：先方政府と契約を締結し、留学生の募集選考支援ならびに来日準備、来日中のモニタリング、帰国準備等に係る業務を行う。
- (6) JICA（本部）：協力準備調査の計画/実施、大学要望調査、事業の実施監理、予算管理等を行う。

7. 留学生選考方法

主に以下の 3 段階の選考により留学候補生が選出される。

- ① 1 次審査：書類選考（受入大学において JDS 専用出願書類を用いて実施）
- ② 2 次審査：面接試験（受入大学教官が現地に出張し専門面接を実施）
- ③ 最終審査：面接試験（運営委員会が現地で総合面接を実施）
- ④ 最終候補者決定：運営委員会による最終候補者の承認・決定
（※1 次審査と並行して、基礎学力確認のための英語及び数学試験も実施）

8. 大学に支払われる経費

検定料、入学金、授業料、現地面接時の渡航費・宿泊旅費（各研究科 1 名分）、その他（特別プログラム実施等に係る経費）

9. 留学生の待遇

文部科学省国費留学生と同額の奨学金を支給（その他諸手当等については、JICA 長期研修員に準じる）

以上

別添 1

人材育成奨学計画（JDS）国別来日実績

(単位：人)																											
受入年度 国 名	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	各国実績 合計	
①ウズベキスタン	20	19	19	20	20	20	20	20	19	14	15	15	15	14	15	15	15	17	17	16	16	19	19	19	16	434	
②ラオス	20	20	20	20	20	20	25	25	25	20	20	20	19	20	20	20	20	22	22	22	22	22	22	22	22	530	
③カンボジア		20	20	20	20	20	25	25	25	25	24	24	24	24	24	24	24	24	26	26	26	26	26	26	25	573	
④ベトナム		20	30	30	30	30	33	34	35	35	28	29	30	30	30	30	30	30	62	63	61	63	25	39	30	857	
⑤モンゴル			20	20	20	19	20	20	20	18	18	16	17	18	18	18	18	22	22	22	22	16	16	16	16	432	
⑥バングラデシュ			29	19	20	20	20	20	20	20	15	15	15	15	15	25	30	30	33	33	32	33	33	33	33	558	
⑦ミャンマー			14	19	20	20	30	30	30	30	22	22	22	22	44	44	44	48	48	48	48	43	0	0	0	648	
⑧中国				42	43	41	43	47	47	48	45	39	35	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	430	
⑨フィリピン				19	20	20	25	25	25	25	20	20	20	20	20	20	20	20	21	21	21	17	20	20	20	459	
⑩インドネシア				30	30	30	30	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	120	
⑪キルギス								20	20	18	14	14	15	15	15	15	15	15	15	19	20	18	20	19	20	307	
⑫タジキスタン										3	5	5	5	5	5	5	5	8	8	8	13	15	16	15	15	136	
⑬スリランカ											15	15	15	15	15	15	15	15	17	17	17	17	17	17	15	237	
⑭ガーナ													5	5	5	10	10	10	10	10	13	13	13	13	13	130	
⑮ネパール																	20	20	20	20	22	21	21	22	22	188	
⑯東チモール																					8	8	8	7	7	8	46
⑰パキスタン																					17	16	18	16	17	17	101
⑱ブータン																					10	10	9	9	5	8	51
⑲モルディブ																							6	6	4	5	21
⑳ケニア																							10	9	12	13	44
㉑エルサルバドル																							7	7	7	7	28
㉒セネガル																								5	8	13	
㉓ウクライナ																									2	2	
年度合計	40	79	152	239	243	240	271	266	266	256	241	234	237	203	226	241	266	281	321	360	367	381	302	318	315	6345	

国名	各国における対象分野について
ウズベキスタン	① 経済インフラの更新・整備(1-1.経済インフラの更新・整備) ② 市場経済発展と経済・産業振興のための人材育成・制度構築支援(2-1.ビジネス環境整備、2-2.法体系整備、2-3.公共財政運営管理) ③ 農村・地方開発(3-1.農業・水資源管理、3-2.保健政策・行政、3-3 教育)
ラオス	① 行政能力の向上及び制度構築(1-1.行政強化・法制度整備、1-2.財政強化) ② 持続的な経済成長のための基盤整備(2-1.社会経済開発のためのインフラ整備、2-2. 投資・輸出促進に係る経済政策) ③ 持続可能な農業・農村開発と自然環境保全(3-1.農業・農村地域開発、3-2 環境保全・防災) ④ 教育政策の改善 ⑤ 保健政策の改善
カンボジア	① 産業振興支援(1-1.産業競争力の強化(1-1-1.インフラ開発、1-1-2.民間セクター開発、1-1-3.教育の質の改善)、1-2.農業・農村開発) ② 生活の質向上(2-1.都市環境改善、2-2.保健医療・社会保障システムの改善) ③ ガバナンスの強化(3-1.行政機能の強化、3-2.法制度整備と運用、3-3.国際関係の構築)
ベトナム	① 成長と競争力強化(1-1.市場経済システム強化、1-2. 経済インフラ整備・アクセスサービス向上(運輸交通)、1-3. 経済インフラ整備・アクセスサービス向上(エネルギー)、1-4. 産業人材育成、1-5.農業・地方開発) ② 脆弱性への対応(2-1. 保健及び社会保障、2-2. 気候変動・災害・環境破壊等の脅威への対応) ③ 社会開発の促進(3-1.司法機能強化、3-2.行政機能強化)
モンゴル	① 健全なマクロ経済の運営とガバナンス強化(1-1. 公共財政管理の向上(公共財政管理、公共政策)、1-2. 活力ある市場経済の推進(金融政策・資本市場政策、ビジネス・経済関連法整備) ② 環境と調和した均衡ある経済成長の実現(2-1. 企業経営/産業政策、2-2. 成長を支える質の高いインフラの整備、2-3. 環境に優しい安全な都市の開発)
バングラデシュ	① 行政機能の改善(1-1.中央政府及び地方政府に係る行政能力の向上、1-2. 司法制度及び政策に係る能力の向上、1-3. 都市／地域開発計画及び政策に係る能力の向上、1-4. 経済計画／政策及び公共財政管理／公共投資管理に係る能力の向上)
ミャンマー	① 国民の生活向上のための支援(1-1. 農業・農村開発・環境、1-2. 防災、1-3. 保健行政/政策) ② 経済・社会を支える人材の能力向上や制度の整備のための支援(2-1. 法律、2-2. 公共政策/行政、2-3. .経済/経営、2-4. 国際関係、2-5. 教育開発・計画) ③ 持続的経済成長のために必要なインフラや制度の整備等の支援(3-1. ICT、3-2. 運輸/交通、3-3. 電力/エネルギー、3-4. 都市開発計画)
フィリピン	① 持続的経済成長のための基盤の強化(1-1. 行財政能力向上、1-2.財政／金融行政能力向上、1-3. 産業振興支援) ② 包摂的な成長のための人間の安全保障の確保(2-1. インフラ整備・開発にかかる能力向上、2-2. 水資源／環境管理／自然環境管理にかかる能力向上、2-3. 防災能力向上)
キルギス	① 持続的開発のための政策立案能力の強化 1-1. 公共政策 含:国際関係/地方行政/社会開発/平和構築 ② 持続的経済成長のための政策立案能力の強化(2-1. 経済政策/ビジネス振興政策、2-2. 農業政策/地域開発政策/環境、2-3 インフラ政策(含:運輸／物流／防災/エネルギー/IT・通信)
タジキスタン	① 持続可能な経済発展のための制度作り(1-1.経済開発) ② 持続可能な開発のための公共政策の強化(2-1.公共政策、2-2.国際関係)

スリランカ	① 包括的かつ持続的な経済成長基盤整備のための人材育成(1-1.公共政策、1-2.開発経済(1-2-1. マクロ経済、1-2-2. 財政/公共投資管理、1-2-3.産業開発政策/投資促進)、1-3. 都市・地域開発)
ガーナ	① 行財政機能の強化(1-1. 経済・財政政策運営能力強化支援、1-2. 公共財政管理能力強化支援、1-3. 行政能力強化支援)、1-4. 国際関係能力強化支援 ② ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(保健)(2-1.保健政策運営能力強化支援)
ネパール	① 経済成長や国民生活の改善に直結する社会・経済開発(1-1. 財政・経済政策) ② ガバナンス強化及び民主主義の基盤制度づくり(2-1. 行政運営能力強化支援、2-2. 国際関係の構築、2-3. 法制度整備支援)
東ティモール	① 行政能力向上及び制度構築(1-1. 行財政能力向上及び制度整備、1-2. サービスデリバリーの向上) ② 産業政策の推進 ③ 環境政策・天然資源管理の推進
パキスタン	① 経済基盤の改善及び人間の安全保障(1-1. 公共政策・財政、1-2. 産業振興・投資環境整備 1-3. エネルギー政策・気候変動対策、1-4. アグリビジネス及び食料安全保障の促進)
ブータン	① 行政能力向上及び制度構築(1-1. 経済開発、1-2. 公共政策・国際関係) ② 持続的な経済成長のための基盤整備(2-1. 農業農村開発政策、2-2. 気候変動・防災対策・インフラ政策)
モルディブ	① 脆弱性への対応(1.環境配慮・気候変動・防災) ② 持続的な経済成長(2. 経済・産業政策) ③ 平和と安定の確保(3. 行政能力向上)
ケニア	① 行政機能の改善(1-1. 中央政府及び地方政府に係る行政能力の向上、1-2. 経済計画/政策及び公共財政管理/公共投資管理に係る能力向上、1-3. 法律策定・運用に係る能力向上、1-4. 都市及び地域開発計画/政策に係る能力向上)
エルサルバドル	① 経済の活性化と雇用拡大(1-1. 運輸・交通及び沿岸開発、1-2. 経済活性化のための産業振興)
セネガル	① 政策策定・実施機能の強化(1-1. 行政能力の向上、1-2. 経済計画/政策、公共財政管理及びビジネス環境・競争力の向上に係る能力向上、1-3. 保健医療政策と社会保障に係る能力向上)
ウクライナ	① 行政機能の改善(1-1. 行政能力向上、1-2. 経済計画/政策能力向上)

人材育成支援無償（JDS）において想定される対象分野課題表（2023～2026年度受入）

※協力準備調査を2期延長したため、2028年度までの受入となる。

【国名：セネガル】

サブプログラム (JDS援助重点分野)	コンポーネント (JDS開発課題)	受入想 定人数	背景（開発計画の有無、課題、ニーズ等）	実施中、あるいは実施予定の関連するJICA事業	JDS事業において想定されるニーズ (想定される研究テーマ等)	募集対象機関
政策策定・実施機 能の強化	1 行政能力の向上 Improvement of Public Administrative Capacity	4	セネガル政府は、2014年に2035年の新興国入りを目標とする「セネガル新興計画」（PSE）を発表し、17項目の行政改革事項を明示した。5年単位の優先活動計画であるPAP、PAP2、及びPAP2Aの中で活動内容をリスト化して公表。それらを確実に実施し、PSEの目標を実現するべく、適切に進捗をモニタリング・評価し、柔軟に実施手法を改善するなど、行政に反映していくとしている。 経済発展によるPSE目標実現に向けては、PSE進捗管理室や若年・女性起業緊急支援局を新設するなどし、政策実施能力の向上を図っている。一方で、省庁間で所掌分野が重複したり、活動の拠り所になる法律が整備されていないなどの現状も認められる。このような中、大統領府をはじめ、政府横断的に活動する行政官の育成を通じ、行政能力の向上（政府内の調整能力向上を含む）と制度構築の継続が望まれる。 セネガルの政権中枢で将来活躍が見込まれる若手行政官の人材育成を支援することは、我が国の主要外交政策である「法の支配」（ガバナンス能力強化）や「経済的繁栄の追求」（人的連結性）にも合致するものである。	PSE専門家派遣 資金協力事業（有償・無償）全般 国民IDデジタル化にかかる支援 資金協力事業（有償・無償）（得に関連するものとし て農業、投資環境改善） 農業省アドバイザー、広域水産資源共同管理能力強化 プロジェクト、水産省アドバイザー	想定される研究分野： ・政治経済、ガバナンス・行政 ・統計学 ・経済学 ・地方行政 ・国際関係 ・ICT、データ処理、サイバーセキュリティ、 デジタル経済 ・防災学、気候変動対策 ・水産資源管理 ・環境学、環境管理、グリーン・エコノミー ・教育・職業訓練、研究・イノベーション ・観光振興 希望学位名称： 上記に関連する学位	・大統領府事務局（SGPR） ・政府事務局（SGG） ・組織・メソッド室（BOM） ・外務省 ・内務省 ・財務省（財務、計画） ・経済計画協力省 ・地域開発省 ・地方自治省 ・環境・持続的開発省 ・農業省 ・農業省畜産省 ・水産・海洋経済省 ・デジタル経済・通信省
	2 経済計画/政策、公共財政管理及 びビジネス環境・競争力の向上 に係る能力向上 Capacity Building for Economic Planning / Policy, Public Finance Management and Improvement of the Business Environment and Competitiveness	4	セネガル政府は、2014年に、2035年の新興国入りを目標とする「セネガル新興計画」(PSE)を掲げ、司法、行政、財政、インフラ等17項目の行政改革事項を推進することで社会経済発展に取り組んでいる。 PSEの目標に到達するためには各セクター省庁の活動計画の実現および、各省庁における適正な予算管理が重要になるが、国家予算の執行およびマネジメントに課題がある。また、セネガルは新興国に近づいているため、投資環境整備に係るニーズも高い。 このような状況から、セネガルにおいては経済・公共財政・公共財政管理分野の政策・制度策定及び投資環境整備を担う行政官の能力向上が急務となっている。	JICA事業全般 資金協力事業（有償・無償）を主とするJICA事業全般、開 発政策借款等	想定される研究分野： ・公共財政管理/公共投資 ・統計学 ・農協論、アグリビジネス ・海外投融資 ・輸出促進 ・ビジネス環境整備 希望学位： 上記に関連する学位	・経済計画協力省 ・財務予算省（財務、計画） ・産業開発・中小企業省
	3 保健医療政策と社会保障に係る 能力向上 Improvement of Health Care and Social Protection	2	セネガル政府はコロナへの感染が疑われる症状のある患者に無料で検査を実施する等迅速に対応すると共に、コロナ対策に関する情報提供を積極的に行っている。同国保健社会活動省が策定した「国家保健社会開発計画(PNDSS)2019-2028」では、①保健・社会福祉分野の財政及びガバナンスの強化、②保健・社会福祉のサービス提供の発展、③社会的保護の促進、の三つを柱としてユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)及びSDG3の達成を目指している。また、現在同政府は特に製薬に力を入れている。 他方、近年の経済成長に伴う政府支出の増加の中、保健予算の割合は相対的に低下しており、財政予算省より配分された予算に対する保健セクターの予算執行率の低さも課題となり、公共財政管理や保健行政運営の改善が課題となっている。このような状況から、保健行政、保健・社会福祉のサービス改善、保健財政等を担う行政官の能力向上が必要不可欠となっている。	母子保健サービス改善プロジェクトフェーズ3 国立保健医療・社会開発学校母子保健実習センター建設 計画等	想定される研究分野： ・予防・衛生戦略 ・医薬品産業 ・健康サービスの管理 ・ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC） 希望学位： 上記に関連する学位	・保健社会活動省 ・都市計画・住宅・公衆衛生省 ・地方自治省 ・経済計画協力省 ・産業開発・中小企業省
年間上限人数		10				

JDS大学要望調査 受入提案書評価ポイント

	分類	評価項目	ポイント
1	対象国の開発課題に対する指導方針	(1) 課題に照らした指導方針の的確性	☐ 対象国及び開発課題に照らし、合致した方針となっているか。 ☐ 行政官等が対象であることを踏まえ、学術性に偏らず実践的な能力向上を勘案した指導方針となっているか。 ☐ 対象国の特徴及び将来を踏まえた工夫が指導方針に盛り込まれているか。
2	指導内容	(2) カリキュラム、指導内容の合致度・充実度（優位性） 特別プログラムやフィールドワーク等の機会提供及びJICA協力プログラム（他スキーム）経験を踏まえた提案内容（付加価値）	☐ 当該開発課題と提案されているプログラムとの関連性 ☐ 開発課題に応じたプログラム体系の一貫性 ☐ 実践的な視点（課題にかかる政策立案/行政能力向上）を念頭に置いた内容の有無 ☐ 調査・分析及びプレゼンテーション能力等の向上を図る内容及び指導上の工夫 ☐ 対象国・地域の特性に対応する内容、（フィールド調査、セミナー等）の有無 ☐ 国内外の専門家ネットワークへの参加、関係強化に資する取り組みの有無 ☐ 留学生に対する来日前帰国後のフォローの有無 等 ☐ JICA協力プログラムの実績を踏まえたプログラムの提案 ☐ 当該開発課題に関する日本の開発経験（国際協力の経験）を学べる内容の有無 ☐ JICA開発大学院連携プログラム（個別プログラム）の提供
		(3) 公的機関等でのインターンシップ機会提供の有無及びその事例、予定している内容	☐ （帰国後も続く）インターンシップ先とのネットワーク構築に有効な内容か ☐ 帰国後の業務に有効な内容か
		(4) 帰国留学生に対する付加価値提供の提案内容	☐ 帰国したJDS留学生との関係維持強化を目的とする帰国留学生向けセミナーに対する提案（当該分野における最新研究の講義、大学および帰国留学生同士のネットワーク強化等） ☐ その他帰国したJDS留学生向けの付加価値提供に対する提案
3	指導体制	(5) 指導体制の充実度 人材育成・専門分野におけるネットワーク構築に関する強み	☐ 求められる研究テーマと教員陣の専門分野の合致度 ☐ 副指導教官制、チューター配置、ティーチングアシスタント配置等のチーム体制有無 ☐ 基礎能力、論文作成力等向上のサポート体制 （英論文指導/ネイティブスピーカー論文添削・指導、事前学習の実施、個別指導等） ☐ 民間企業や行政機関とのネットワークの構築状況
		(6) 対象国・開発課題における研究実績、論文タイトル、強み等	☐ 留学生への指導に良い影響を与えることが期待できる研究・協力実績があるか。 ☐ 対象開発課題が、教員自身または指導した学生が執筆した論文のテーマに含まれているか。 ☐ 上記研究協力の現況（規模、実施年数、実施中か否か等） ☐ 指導予定教官等の関わり方 等
		(7) 日本人学生との交流機会（交流や就学機会の提供に関する工夫）	☐ 親日派・知日派の育成に繋がる工夫がなされているか ☐ 日本人学生と共に学び、過ごす就学環境であるか ☐ 日本人学生とネットワーク構築が期待できる工夫がなされているか
		(8) 英語での指導環境	☐ 取得対象科目が英語で実施されており、また英語指導が可能な教員は十分か。 （JDS生が英語で受講できる科目数/割合、英語で指導ができる教員数/割合） ☐ 留学生の数/割合 等
4	受入経験	(9) 留学生受入実績と教訓の反映（帰国留学生へのフォローアップ実績含む）	☐ 当該国、当該分野におけるJDS留学生または他留学生の受入実績・規模 ☐ 受入実績のある留学生の国・地域と、今回対象国との類似性 （開発課題の共通性、留学生の語学力等） ☐ 過去の受入上の成果 （帰国留学生の活躍、大学と対象国関係機関とのネットワーク強化等々） ☐ 過去の教訓を踏まえた改善の取り組み状況にかかる記述の有無 （プログラム、指導体制、他サービスの見直し等）等 ☐ 帰国留学生（JDS留学生または他の留学生）へのフォローアップに関する実績（同窓会、現地セミナー開催、本邦招聘など）
5	生活面でのサポート	(10) 大学及び各研究科における留学生サポート体制	☐ 学生生活へのサポート体制は充実しているか。（留学生サポートセンターの有無、JDS留学生が利用できる国際学生寮の有無、生活・福利厚生サービス等） ☐ 留学生が参加できる日本文化・地域社会との交流の機会等が充実しているか。